

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第118号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

- 1 労働基準法の一部改正等を踏まえ、教育委員会が教職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務すること又は休日若しくは勤務を要しない日として定めた日に勤務することを命じる場合におけるこれらの勤務に関し必要な事項を定めることとしました。
- 2 京都市職員給与条例の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。
- 3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員である教職員の給与その他の給付に関する事項を定めることとしました。

1及び2の措置は平成31年4月1日から、3の措置は平成32年4月1日から実施することとしました。

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第118号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「教職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 常勤の職員及び地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）であつて、園長、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は事務職員であるもの
- (2) 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職であつて、別に定める職を占める者（以下「会計年度任用教職員」という。）

第2条第2項中「教職員」を「前項第1号に掲げる者」に改める。

第19条後段中「給料月額」を「第19条」に、「給料の月額」を「同条例第32条において準用する第19条」に改める。

第32条後段中「給与月額及び」を「給料月額」に改め、「及びこれに対する地域手当の月額並びに」を削る。

第37条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用教職員の給与等）

第37条の2 会計年度任用教職員の給与その他の給付については、第3条から第33条まで（第8条、第9条及び第28条を除く。）及び前条の規定にかかわらず、この条に定めるところによる。

- 2 会計年度任用教職員の給与その他の給付は、給料及び給料の調整額、地域手当（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である教職員（以下「短時間勤務会計年度任用教職員」という。）にあつては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当（短時間勤務会計年度任用教職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）、特殊勤務手当、へき地手当（これに準じる手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当（短時間勤務会計年度任用教職員

にあつては、これらに相当する報酬をいう。以下同じ。)、期末手当、退職手当並びに旅費(短時間勤務会計年度任用教職員にあつては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。)とする。

- 3 会計年度任用教職員の給料月額は、次の表の第1欄に掲げる教職員の区分、同表の第2欄に掲げる職務の級及び同表の第3欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

教 職 員 の 区 分	職 務 の 級	号 給	給 料 月 額
幼稚園, 小学校, 中学校又は義務教育学校に係る業務に従事する者で別に定めるもの	1 級	1号給から 125号給 まで	第3欄に掲げる各号給の数と別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
高等学校又は特別支援学校に係る業務に従事する者で別に定めるもの	1 級	1号給から 153号給 まで	第3欄に掲げる各号給の数と別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額
前2項のいずれにも該当しない者	1 級	1号給から 97号給ま で	第3欄に掲げる各号給の数と別表第3学校事務職員給料表におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の1級の欄に掲げる給料月額と同額

- 4 教育委員会は、前項の表により会計年度任用教職員の号給を決定しなければならない。
- 5 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 6 第3項の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用教職員の給料月額は、前3項の規定によりその者に適用される給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である教職員(以下

「常時勤務会計年度任用教職員」という。)の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 7 会計年度任用教職員の給料の調整額については、常時勤務会計年度任用教職員にあっては常勤の教職員の、短時間勤務会計年度任用教職員にあっては再任用短時間勤務教職員の例により支給する。
- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、会計年度任用教職員の給料の支給については、昇給の基準に関する事項及び給与の減額に関する事項を除き、常時勤務会計年度任用教職員にあっては常勤の教職員の、短時間勤務会計年度任用教職員にあっては再任用短時間勤務教職員の例による。
- 9 会計年度任用教職員の地域手当は、給与の減額に関する事項を除き、常勤の教職員の例により支給する。
- 10 会計年度任用教職員の通勤手当は、常時勤務会計年度任用教職員にあっては常勤の教職員の、短時間勤務会計年度任用教職員にあっては再任用短時間勤務教職員の例により支給する。ただし、これにより難しい場合として別に定める場合の通勤手当の額は、これらの例により支給する場合の額の範囲内において別に定める。
- 11 会計年度任用教職員の特殊勤務手当、へき地手当及び宿日直手当は、常勤の教職員の例により支給する。
- 12 会計年度任用教職員が、正規の勤務時間について勤務しないときは、勤務しない1時間につき、第18項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例に規定するとき、又は勤務しないことにつき教育委員会の承認があったときは、この限りでない。
- 13 前項ただし書の承認の基準は、別に定める。
- 14 前2項の規定により難しい場合の給与の減額については、前2項の規定にかかわらず、別に定める。
- 15 会計年度任用教職員の時間外勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額に関する部分を除き、常勤の教職員の例により支給する。この場合において、短時間勤務会計年度任用教職員の第42条に規定する休日等のうち勤務を要しない日における勤務は、第20条において準用する給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務とみなす。
- 16 会計年度任用教職員の夜間勤務手当及び休日勤務手当は、勤務1時間当たりの給与額に関する部分を除き、常勤の教職員の例により支給する。

17 会計年度任用教職員（短時間勤務会計年度任用教職員のうち1週平均の正規の勤務時間数、職務の複雑、困難、責任の度等を考慮して別に定める者を除く。）の期末手当は、常勤の教職員の例により支給する。この場合において、期末手当の額については第26条において準用する給与条例第17条第2項に規定する管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるもの以外の者の、算定基礎額については同条第5項各号に掲げる職員以外の者の例による。

18 第12項の規定による給与の減額又は第15項若しくは第16項に規定する手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び別に定める手当の月額の合計額を1月平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額とする。

19 第3項から第9項まで、第11項及び第17項の規定にかかわらず、休職中の会計年度任用教職員に対しては、給与を支給しない。ただし、別に定める会計年度任用教職員にあつては、第33条に規定する休職中の教職員の例に準じて給与を支給することができる。

20 常時勤務会計年度任用教職員のうち、勤務した日（法律又はこれに基づく条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き常時勤務会計年度任用教職員として勤務することとされているもの（別に定める者を除く。）については、別に定めるところにより、退職手当を支給する。

21 1週平均の正規の勤務日数、任期又は勤務の特殊性を考慮して別に定める会計年度任用教職員の給与については、前各項の規定にかかわらず、1箇月当たりの額が579,000円を超えない範囲内において別に定める。

第38条前段中「前条」を「第37条」に改め、「かかわらず、」の右に「これらの条に規定する給与の水準を超えない範囲内において」を加え、同条後段を削る。

第40条中「時間の範囲内」の右に「、短時間勤務会計年度任用教職員にあつては当該短時間勤務会計年度任用教職員の勤務の内容に従い別に定める時間の範囲内」を加える。

第42条後段中「育児短時間勤務教職員」の右に「、短時間勤務会計年度任用教職員」を加える。

第43条第3項中「前項の規定の実施」を「前2項に規定するもののほか、正規の勤務時間を超える勤務をさせる場合におけるその勤務」に改める。

第44条第2項中「臨時的」を「会計年度任用教職員及び臨時的」に改める。

第45条後段中「において」の右に「, 同条例第12条の2第1項中「京都市職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例第8条の2第1項」とあるのは「京都市教職員の給与, 勤務時間等に関する条例第44条第1項において準用する京都市職員の勤務時間, 休日, 休暇等に関する条例第8条の2第1項」と」を加え, 「あるのは,」を「あるのは」に改める。

附 則

この条例中第19条, 第32条及び第43条第3項の改正規定は平成31年4月1日から, その他の改正規定は平成32年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)